

茅ヶ崎地区自閉症児・者親の会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は「茅ヶ崎地区自閉症児・者親の会」を正式名称とし、通称を「茅ヶ崎・寒川やまびこ」とする。(以下本会という)

第2条 本会の事務局は会長宅におく。

(目的)

第3条 茅ヶ崎市、寒川町に居住する自閉症及びそれに類似する 症状の障害児・者とその家族のノーマライゼーションを目指し、豊かな育ちと社会参加及び自立を支援するための活動を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 自閉症および障害児・者福祉に関する情報の収集と発信
- (2) 会員相互の親睦、レクリエーション
- (3) 教育、医療、福祉、労働等関係諸機関との連携並びに要望、陳情及び請願
- (4) 地域に対する自閉症理解のための啓蒙活動及び連携
- (5) 神奈川県自閉症協会(一般社団法人日本自閉症協会加盟団体)及び神奈川県自閉症児・者親の会連合会、その他関係諸団体との連携及び協力
- (6) その他必要と認める事業

第2章 会 員

(会員)

第5条 本会の会員は下記とする。

1. 正会員 茅ヶ崎市、寒川町に居住する自閉症児・者およびそれに類似する症状の障害児・者を扶養している親で、本会の目的に賛同し、所定の会費を納入し入会したもの。
2. 賛助会員 本会の目的に賛同し活動を支援する団体および個人で、所定の会費を納入し入会したもの。但し、所定の会費を納入し入会后2年を経過したものについては、その後会費の納入なしで継続して賛助会員となることができる。

(入退会)

第6条 (入会) 正会員ならびに賛助会員になろうとするものは本会の事務局に申し込む。

(退会) 退会する時は事務局に通知し、事務局が役員会に報告する。この場合年度の途中であっても会費の返却はしない。

(会費)

第7条 本会の正会員は別途定める規約により会費を納めなければならない。

第3章 役員ならびに会計監査

(役員ならびに会計監査)

第8条 本会に次の役員ならびに会計監査をおく。

役員 若干名(会長 1名・副会長 若干名)、
会計監査 2名

(役員ならびに会計監査の選出)

第9条 1. 役員ならびに会計監査は会員の中から選任し、総会において承認される。
2. 役員ならびに会計監査は相互に兼ねることができない。

(役員ならびに会計監査の任務)

第10条 1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長がその任を果たせないときには職務を遂行する。
3. 会計監査は、会の決算について会計監査を行う。

(役員ならびに会計監査の任期)

第11条 役員ならびに会計監査の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

第12条 役員が欠けた場合は速やかに補充するものとし、任期は前任者の残任期間とする。

(運営役員)

第13条 本会の運営に次の役職を置く。

(1) 会計 (2) 事務局 (3) 運営委員 (4) その他必要な業務委員

1. 会計、事務局、運営委員は役員が指名し、総会で承認され、任期は2年とする。
2. 運営委員は職務を分担する上で、必要な担当を置くことができる。
3. 役員は上記の(1)(2)(3)(4)をかねることができる。

第4章 会 議

(会議の種類)

第14条 会議は総会、運営委員会、定例会とし、総会は通常総会および臨時総会とする。

(総会の開催)

第15条 1. 総会は本会の最高決議機関である。
2. 通常総会は毎年1回開催する。
3. 臨時総会の開催は役員会が必要と認めるとき、または正会員の3分の1以上から会議の目的を明示して請求のあったときとする。

(総会の構成員)

第16条 総会は正会員で構成する。

(総会の招集、議長および決議)

第17条 1. 総会の招集は会長が行い、議長はその総会における出席者の中から選任する。
2. 決議は出席者の過半数(1家族1票とする)により決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(総会の決議事項)

第 1 8 条 次の事項は総会の決議を必要とする。

- 1 . 事業計画および事業報告
- 2 . 予算および決算
- 3 . 会則の改正
- 4 . 役員の任命
- 5 . その他役員会が付議した事項

(運営委員会)

第 1 9 条 運営委員会は、役員、会計、事務局、運営委員をもって構成し、業務に当たる。

- 1 . 運営委員会は総会の決議に基づいて会務を執行する。
- 2 . 運営委員会は会長が招集し、議長には会長がこれに当たる。
- 3 . 運営委員会の決議は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決す。

(定例会)

第 2 0 条 全会員の参加の下で、必要事項の連絡調整、情報交換等を行い、毎月開催を原則とする。

第 5 章 会 計

(収入)

第 2 1 条 本会の経費は、下記の収入をもってまかなう。

- (1) 会費 (2) 各種補助金、助成金 (3) 寄付金 (4) その他の収入

(会計年度)

第 2 2 条 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

第 6 章 雑 則

(運営細則)

第 2 3 条 本会の運営に関して必要なる事項は、運営委員会の決議を経て別に定めることができる。

(施行)

第 2 4 条 この会則は、平成 1 3 年 4 月 1 日より施行する。

- (付則) 1 . 本会は~~一般~~社団法人日本自閉症協会の神奈川県における唯一の加盟団体である神奈川県自閉症協会の親部会である神奈川県自閉症児・者親の会連合会に加盟する。
- 2 . 本会の正会員は神奈川県自閉症協会の正会員である。~~新たに入会するものは、神奈川県自閉症協会入会金 3 , 0 0 0 円を納めなければならない。~~

前会則を改定し、本会則を平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

前会則を改定し、本会則を平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

前会則を改定し、本会則を平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。